学校貸出専用利用者カード貸出要領

1 趣旨

市内の小・中・高等学校において、総合学習などの授業に使用する本を提供するために、担当する先生に対して専用の利用者カード(以下「専用利用者カード」という。)を発行して貸出しを行います。

- 2 貸出冊数 専用利用者カードによる貸出しは、50冊までとします。 視聴覚資料は3点までとします。
- 3 貸出期間 専用利用者カードによる貸出期間は2週間までとします。ただし、貸出本にリクエストがない場合は、再度貸出することが出来ます。
- 4 カードの有効期限 カード作成当該年度末まで(同一年度内のみ有効) ※年度変更の際、学校名、担当学級の確認をさせていただきます。

5 申請方法

専用利用者カードの交付を受ける場合には、利用者カード交付申請書(以下「申請書」 という。)により、担当する先生の個人名で申請していただきます。

前年度に専用利用者カードを作成済の場合は、データのみ図書館で変更します。(「申 請書」にカード番号も記入してください。)

6 利用方法

- (1) 袋井図書館、月見の里学遊館図書館分室、浅羽図書館でご利用いただけます。
- (2) 本の貸出しを希望する場合は、専用利用者カードを受付に提出し、必要な冊数(50冊以内)の貸出しを受けるものとします。
- (3) 本の返却をする場合は、貸出した冊数のすべてを一括して返却するものとします。 なお、その一部又は全部について、他の利用者の予約がないものについては再度、貸出を 受けることができるものとします。

7 その他

- (1) 専用利用者カードの紛失時の再交付については、一般の利用者カードと同様とします。
- (2) 専用利用者カードの取り扱いについては、カードの裏面に記載してあるとおりとし

ます。

(3) 借り受けた本を、汚損、破損、紛失した場合は、弁償していただく場合があります。

専用利用者カードの交付申請書様式

利用者カード交付申請書(記入例)

						- T - K 7	なほちのち	シの方け						
						カードをお持ちの方は カーの番号を記入		I d	平成		年	月	日	
フ	IJ	ガニ	ナーフ	クロイ	ウ						男			
氏		名 ○ ○ ○ 学校貸出専用カード									女			
生	年	月日	日 昭和	昭和63年 7月 21 日					住所コード					
住	郵便番号 437-0027						-	地区コード						
所	袋井	丰市福	高尾町19	電	電話番号 (0538) 42-5325 自宅電話番号を記入									
自	治会	名					保	護者	· 名					
備		考	学校授業用 ○○学校 年 組 考 貸出冊数50冊まで											
確	認	欄	免	保	学	他								